

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 5 年 11 月 7 日

令和元年度 10 月分

検査者 小諸市水道技術管理者

立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	2件	OK
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	0件	OK
	工事の発注件数	契約書の確認	0件	OK
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	0件	OK
	保守点検の発注件数	契約書の確認	10件	OK
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	0件	OK
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認		OK
	水質検査	法定検査		OK
	毎日水質検査	残留塩素		OK
料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、		OK
	料金(現年分)収入	件数:金額、		OK
	料金(現年分)未収金	件数:金額、		OK
	料金(過年分)調定	件数:金額、		OK
	料金(過年分)収入	件数:金額、		OK
	料金(過年分)未収金	件数:金額、		OK
	手数料等調定	件数:金額、		OK
	手数料等収入	件数:金額、		OK
	加入金等調定	件数:金額、		OK
	加入金等収入	件数:金額、		OK
	開栓数	件数:金額、	151	OK
	閉栓数	件数:	153	OK
	収納率(前年対比) %		89.71 -0.07	OK
	分納者の入金状況			
	給水停止の対応状況			
	未収金の対応状況			
給水申請	申請書の審査	審査書の確認		OK
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認		OK
夜間・祝祭日の対応				
	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	15件	OK

年4回
次回
次回

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 元 年 〃 月 〇 日

令和元年度 〇 月分

検査者 小諸市水道技術管理者

立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者



1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。	9/10	OK
		○水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。		OK
		○任命権者を明らかにする。		
		○任命方法を示す。		
②水道技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	○施行令第6条に定めた資格を有しているか。		OK
	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	○監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。		
		○報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。		
		○受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。		OK
	(2)組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。	○水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。		OK
		○業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。		
		○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。		OK
		○補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。		

2)第5条施設基準

第5条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	立会	OK OK
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。		OK OK OK
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。		OK
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。		
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。		
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。		OK
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。		
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。		

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック
①給水開始検査は適正に実施されているか。 (給水装置)	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。	OK
		○検査方法は省令に定める方法で行っているか。	OK
		○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。	OK
		○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行う。	—
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っている。	○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。	OK
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	○検査結果は基準を満たしていたか。 ○検査結果が基準を満たさなかった場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。	OK
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。	—
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。	—
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験	—

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを水道技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	—

5)第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①定期の水質検査は法廷の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。		OK OK
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。		OK OK OK OK
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	— —	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行う	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	—	
	②配水池点は適正か。	○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。		OK
	(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可) ○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。 ○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。 ○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。 ○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。		OK — OK — OK

	(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定している ○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。 ○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定している		OK
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表して	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。		OK
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。		OK
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告している		OK
	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。		OK
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。		—
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施し	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。		—
	(2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施している		OK
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。		—
	(2)策定されている場合、その内容は適切か。	○策定されている場合、その内容は適切か。		—
	(3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○水質検査対象とした又はしない根拠を項目毎に整理しているか。		—
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。		OK
	(2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。		—

⑨原水のクリプトスポ ジウム等(クリプトス ポジウム及びジアル ジア)による汚染のお それの判断をしてい るか。	指標菌の検出レベル等から リスクレベルの判断を行っ ているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌 気性芽胞金の検査を行わな ければならない。いずれかが 検出された場合、耐塩素性病 原生物が混入するおそれがあ ると判断しているか。		OK
		○深井戸であっても構造に よっては原水から指標菌が検 出されることがあるので注意 をしているか。		OK
⑩クリプトスポリジウ ム等による汚染のお それの程度に応じた 予防対策がされてい るか。	原水等の検査を適切に行っ ているか。	○クリプトスポリジウム等の汚 染のおそれの程度に応じてク リプトスポリジウム等及び指標 菌検査を行っているか。		OK
		○レベル4及びレベル3の施 設の設備期間中の施設では、 原水のクリプトスポリジウム等 を3ヶ月に1回以上、指標菌検 査を月1回以上行っている		OK

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
① 定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1) 定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	〃〃 実施	OK
	(2) 健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。		OK
		○コレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行ったことがあるか。		
		○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。	—	
		○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。		OK
	(3) 健康診断の受診者は適切か。	○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。		OK
		○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。	全員 20人	OK
② 臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められている場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。		
		○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	—	
③ 過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。	—	
		○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	—	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。 また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。		OK
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。		OK
	(2)給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めている。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認している。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。		OK
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めている。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認している。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。		定期検査 OK
	(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。		OK
	(3)消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。		OK
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。		OK

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は整備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	OK —
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	OK OK OK
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。 (2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年以内で緊急停止の実績はあるか。またそ	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。 ○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	OK OK — —
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備して ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備してい	これから これから
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	—
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	—
⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	OK OK
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	—

⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。		—
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。		— OK
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされてるか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。		OK OK
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されている。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されている。		OK OK

10)その他の事項

その他の事項	確認事項	具体的な対応	チェック
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加している (2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめている ○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	OK OK — —
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取り組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	— —

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 元 年 12 月 6 日

令和元年度 // 月分

検査者 小諸市水道技術管理者

立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
施設等の維持管理				
	修繕の発注件数	契約書の確認	5件	OK
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	5件	OK
	工事の発注件数	契約書の確認		—
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認		—
	保守点検の発注件数	契約書の確認	1件	OK
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認		—
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認		OK
	水質検査	法定検査	4回	OK
	毎日水質検査	残留塩素		OK
料金関係				
	料金(現年分)調定	件数:金額、	9401	OK
	料金(現年分)収入	件数:金額、	10509	OK
	料金(現年分)未収金	件数:金額、	10299	OK
	料金(過年分)調定	件数:金額、	0	OK
	料金(過年分)収入	件数:金額、	12	OK
	料金(過年分)未収金	件数:金額、	790	OK
	手数料等調定	件数:金額、	5	OK
	手数料等収入	件数:金額、	628	OK
	加入金等調定	件数:金額、		OK
	加入金等収入	件数:金額、	17	OK
	開栓数	件数:金額、	87	OK
	閉栓数	件数:	186	OK
	収納率(前年対比) %		87.27 -0.11	OK
	分納者の入金状況	年4回		—
	給水停止の対応状況			
	未収金の対応状況			
給水申請				
	申請書の審査	審査書の確認		OK
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認		OK
夜間・祝祭日の対応				
	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	16件	OK

次回
次回

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 元 年 12 月 6 日

令和元年度 // 月分

検査者 小諸市水道技術管理者

立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者



1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	☐ 任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 ☐ 水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。 ☐ 任命権者を明らかにする。 ☐ 任命方法を示す。		
	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	☐ 施行令第6条に定めた資格を有しているか。		
②水道技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	☐ 監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。 ☐ 報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。 ☐ 受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。		
	(2)組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。	☐ 水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。 ☐ 業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。 ☐ 受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。 ☐ 補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。		

2)第5条施設基準

第5条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。		OK
		○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。		OK
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。		OK
		○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。		
		○保守点検の頻度は低くないか。		
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。		—
		○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。		—
		○施設の劣化状況について調査、把握しているか。		—
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。		これから
		○手引書に基づき訓練を実施しているのか。		これから
		○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。		これから
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。		OK
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。		これから
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。		これから

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック
①給水開始検査は適正に実施されているか。 (給水装置)	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。	OK
		○検査方法は省令に定める方法で行っているか。	OK
		○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。	—
		○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っ	—
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行って	○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。	OK
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	○検査結果は基準を満たしていたか。 ○検査結果が基準を満たさなかった場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。	OK —
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。	—
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。	こちらから
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管理設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験	OK

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを水道技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	こちらから

5)第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	チェック
①定期の水質検査は法廷の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	OK OK
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く)	OK
		○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く)	OK
		○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	OK —
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	— OK
(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っ	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	OK	
②配水池点は適正か。		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	OK
	(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可) ○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	OK —
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	OK
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	OK
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	OK

	(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定している ○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。 ○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定している		OK
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表して	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。		OK
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。		OK
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告している		OK
	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。		—
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。		—
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施し	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。		—
	(2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施している		OK
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。		OK
	(2)策定されている場合、その内容は適切か。	○策定されている場合、その内容は適切か。		OK
	(3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○水質検査対象とした又はしない根拠を項目毎に整理しているか。		OK
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。		OK
	(2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。		—

⑨原水のクリプトスポ ジウム等(クリプトス ポジウム及びジアル ジア)による汚染のお その判断をしてい るか。	指標菌の検出レベル等から リスクレベルの判断を行っ ているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌 気性芽胞金の検査を行わな ければならない。いずれかが 検出された場合、耐塩素性病 原生物が混入するおそれがあ ると判断しているか。		OK
		○深井戸であっても構造に よっては原水から指標菌が検 出されることがあるので注意 をしているか。		OK
⑩クリプトスポリジウ ム等による汚染のお その程度に応じた 予防対策がされてい るか。	原水等の検査を適切に行っ ているか。	○クリプトスポリジウム等の汚 染のおその程度に応じてク リプトスポリジウム等及び指標 菌検査を行っているか。		OK
		○レベル4及びレベル3の施 設の設備期間中の施設では、 原水のクリプトスポリジウム等 を3ヶ月に1回以上、指標菌検 査を月1回以上行っている		OK

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	チェック	
① 定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1) 定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。		—
		○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。		—
		○コレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行ったことがあるか。		—
		○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。		—
		○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。		—
	(2) 健康診断の実施項目は適切か。	○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。		—
		(3) 健康診断の受診者は適切か。		—
	(3) 健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。		—
		○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。		—
② 臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められている場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。		—
③ 過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。		—
		○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。		—

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	チェック	
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。 また、防護柵、施設、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1) 取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。		OK
	(2) 上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施設等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。		OK
	(2) 上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。		OK
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1) 給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めている ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認している ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。		OK
	(2) 供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。		—
	(1) 消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備している	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。		OK
	(2) 消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。		OK
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1) 消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備している	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。		OK
	(2) 消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。		OK

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。		OK
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。		—
		○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。		—
		○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。		—
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。		—
	(2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間で緊急停止の実績はあるか。またそ	○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。		—
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備して		—
		○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備してい		—
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。		—
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。		—
⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。		OK
		○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。		OK
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行ってい		—

⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。		—
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。		— OK
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされてるか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。		OK OK
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されている。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されている。		OK OK

10) その他の事項

その他の事項	確認事項	具体的な対応	チェック
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1) 職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加している (2) 水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめている ○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	— — — —
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取り組みを行っているか。		○業務指標(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	— —

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 7 年 1 月 9 日

令和元年度 12 月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認 2件	OK	
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認 未	OK	
	工事の発注件数	契約書の確認 10件	OK	
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	OK	
	保守点検の発注件数	契約書の確認	—	—
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	—	—
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	OK	
	水質検査	法定検査	OK	
	毎日水質検査	残留塩素	OK	
料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、1件分 50円分ない		
	料金(現年分)収入	件数:金額、		
	料金(現年分)未収金	件数:金額、		
	料金(過年分)調定	件数:金額、		
	料金(過年分)収入	件数:金額、		
	料金(過年分)未収金	件数:金額、		
	手数料等調定	件数:金額、		
	手数料等収入	件数:金額、		
	加入金等調定	件数:金額、		
	加入金等収入	件数:金額、		
	開栓数	件数:金額、		
	閉栓数	件数:		
	収納率(前年対比) %			
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する		
	給水停止の対応状況			
	未収金の対応状況			
給水申請				
	申請書の審査	審査書の確認 給水17件 給水13件	OK	
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認 14件	OK	
夜間・祝祭日の対応				
	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認) 9件	OK	
施設更新・維持補修の提案				
	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	—	—
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	—	—

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 年 月 日

令和元年度 月分

検査者 小諸市水道技術管理者

立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者

1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。	—	—
		○水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。	—	—
		○任命権者を明らかにする。	—	—
		○任命方法を示す。	—	—
②水道技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	○施行令第6条に定めた資格を有しているか。	—	—
		○監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。	—	—
		○報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。	—	—
	(2)組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。	○受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	—	—
		○水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。	—	—
		○業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。	—	—
		○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。	—	—
		○補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	—	—

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1) 水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。	OK	
		○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	OK	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1) 定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。	OK	
		○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。	—	—
		○保守点検の頻度は低くないか。	—	—
	(2) 異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	—	—
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	(3) 水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	—	—
		○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。	—	—
		○手引書に基づき訓練を実施しているのか。	—	—
		○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	—	—
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	OK	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	—	—
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	—	—

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①給水開始検査は適正に実施されているか。 (給水装置)	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。	OK	
		○検査方法は省令に定める方法で行っているか。	OK	
		○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。	OK	
		○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っ	—	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行って	○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。	OK	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	○検査結果は基準を満たしていたか。	OK	
		○検査結果が基準を満たさなかった場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。	—	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。	—	—
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。	—	—
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験	OK	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを水道技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	OK	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
① 定期の水質検査は法廷の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1) 毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○ 土日祝祭日にも行っているか。	OK	
		○ 消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	OK	
	(2) 基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○ 検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く)	OK	
		○ 基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く)	OK	
		○ これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている	OK	
		○ 結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	—	
	(3) 検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○ 水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。	OK	
		○ 検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	OK	
② 配水池点は適正か。	(4) 検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行う	○ 検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	OK	
		○ 水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	OK	
	(1) 採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。	○ 浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	OK	
		○ ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	OK	
		○ 採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	OK	
		○ 「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	OK	
		○ 水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	OK	

	(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定している ○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。 ○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定している	OK — OK	
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表して	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	—	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	OK	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告している	—	
	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	— OK	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	—	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施し	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。	—	
	(2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施している	OK	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。	—	
	(2)策定されている場合、その内容は適切か。	○策定されている場合、その内容は適切か。	—	
	(3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○水質検査対象とした又はしない根拠を項目毎に整理しているか。	—	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。	OK	
	(2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	—	

⑨原水のクリプトスポリジウム等(クリプトスポリジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞金の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。	OK	
		○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	OK	
⑩クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスポリジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスポリジウム等及び指標菌検査を行っているか。	OK	
		○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っている	OK	

6)第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	チェック	
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	—	
		○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。	—	
		○コレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行ったことがあるか。	—	
		○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。	—	
		○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。	—	
		○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	—	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。	—	
		○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	—	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められている場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	—	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。	—	
		○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	—	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。 また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。	OK	
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。	OK	
		○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	OK	
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めている	OK	
		○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認している	OK	
		○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。	OK	
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備している	○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。	—	
		○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒を行っているか。	OK	
		○消毒が中断しないことを確認しているか。	OK	
	(2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。		
		○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	OK	

8)第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確認事項	具体的な対応	チェック	
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は整備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	—	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	—	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	OK	
	(2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間以内で緊急停止の実績はあるか。またそ	○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	—	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備して	—	
		○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備してい	—	
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	—	
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	—	
⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。	OK	
		○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	OK	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行ってい	—	

⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	—	
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	— —	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされてるか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	OK OK	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されている。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されている。	— —	

10)その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	チェック	
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加している	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめている	— —	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	— —	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取り組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。	—	
		○PIについて経年変化を求めているか。	—	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 7 年 7 月 7 日

令和 7 年度 7 月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持 管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	2件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	適・不適	
	水質検査	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	長倉神社高め
料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、	適・不適	
	料金(現年分)収入	件数:金額、	適・不適	
	料金(現年分)未収金	件数:金額、	適・不適	
	料金(過年分)調定	件数:金額、	適・不適	
	料金(過年分)収入	件数:金額、	適・不適	
	料金(過年分)未収金	件数:金額、	適・不適	
	手数料等調定	件数:金額、	適・不適	
	手数料等収入	件数:金額、	適・不適	
	加入金等調定	件数:金額、	適・不適	
	加入金等収入	件数:金額、	適・不適	
	開栓数	件数:金額、 2314	適・不適	
	閉栓数	件数: 98 件	適・不適	
	収納率(前年対比) %		適・不適	27年度より 小諸と御牧を分けない
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	適・不適	

	給水停止の対応状況	⑤ 21件 1407410円 1407410円	⑤ 不適	
	未収金の対応状況	1407410円 1407410円	⑤ 不適	
給水申請				
	申請書の審査	審査書の確認 14件	⑤ 不適	
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認 14件	⑤ 不適	
夜間・祝祭日の対応				
	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認) 7件	⑤ 不適	
施設更新・維持補修の提案				
	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	適・不適	
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	適・不適	
業務の収支	業務収支の状況		適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
特に問題なし。	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 〆 年 〆 月 〆 日

令和 〆 年度 / 月 分

検査者 小諸市水道技術管理者

立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者



1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。	適・不適	
		○水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。	適・不適	
		○任命権者を明らかにする。	適・不適	
		○任命方法を示す。	適・不適	
	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	○施行令第6条に定めた資格を有しているか。	適・不適	
②水道技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	○監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。	適・不適	
		○報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。	適・不適	
		○受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	適・不適	
	(2)組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。	○水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。	適・不適	
		○業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。	適・不適	
		○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。	適・不適	
		○補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	適・不適	

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。	適・不適	
		○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。	○適・不適	
		○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。	○適・不適	
		○保守点検の頻度は低くないか。	○適・不適	2B/A
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。	適・不適	異常な✓
		○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。	適・不適	
		○手引書に基づき訓練を実施しているのか。	適・不適	
		○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	○適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	○適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。 (給水装置)	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されているか。	○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。	適・不適	
		○検査方法は省令に定める方法で行っているか。	適・不適	
		○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。	適・不適	
		○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。	適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	○検査結果は基準を満たしていたか。 ○検査結果が基準を満たさなかった場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。	適・不適 適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを水道技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法廷の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。	適・不適	
		○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く)	適・不適	
		○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く)	適・不適	
		○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている	適・不適	
		○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適	異状あり
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。	適・不適	
		○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	
	(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	適・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	適・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	適・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	適・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	適・不適	
	(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	適・不適	
		○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	適・不適	
		○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	適・不適	
	③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適	異常なし
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。	適・不適	
	(2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。	適・不適	
	(2)策定されている場合、その内容は適切か。	○策定されている場合、その内容は適切か。	適・不適	
	(3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○水質検査対象とした又はしない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。	適・不適	
	(2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適	
⑨原水のクリプトスポリジウム等(クリプトスポリジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞金の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。	適・不適	
		○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	適・不適	
⑩クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスポリジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスポリジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	適・不適 適・不適	

6)第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排泄つされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。	適・不適	
		○コレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行ったことがあるか。	適・不適	
		○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。	適・不適	
		○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。	適・不適	
		○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。	適・不適	
		○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められている場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合にしているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。	適・不適	
		○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適	

7)第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。	適・不適	
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。	○適・不適	
		○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	○適・不適	
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とにならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。	○適・不適	
		○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。	○適・不適	
		○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。	○適・不適	
		○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。	適・不適	
	(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	○適・不適	
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。	○適・不適	
		○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。	○適・不適	
	(2)消毒剤の注入は、量水せいは又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	○適・不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。	適・不適	
		○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。	適・不適	
		○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。	適・不適	
		○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。	適・不適	
		○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	適・不適	
	(2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間で緊急停止の実績はあるか。またその理由は何か。	○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適 適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。	○適・不適	
		○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	○適・不適	
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

⑧テロ等危機 管理対策とし て水源監視及 び水道施設の 警備強化を 行っているか。	施設内への来訪者、 施設出入り業者の管 理を行っているか。	○水道施設の警備を強化する ため巡回点検計画を作成して いるか。	適・不適	2回/月
		○ろ過池等が外部から容易に 毒物が投入可能な配置・構造 となっている場合、防止策等を 検討しているか。	適・不適	
⑨施設内への 来訪者の管理 を行っている か。	施設内への来訪者、 施設出入り業者の管 理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目 的、訪問先の確認、受付用テ レビカメラの設置等を行って いるか。	適・不適	
⑩停電時に配 慮した水道施 設の整備等が なされている か。	停電時に配慮した水 道施設と施設運用体 制の整備がなされて いるか。	○停電による影響と必要な対 策を検討し、マニュアル化して いるか。	適・不適	
⑪漏水事故等 に備え、資機 材の確保は万 全か。	漏水事故等に備え、資 機材の備蓄、調達はさ れているか。	○漏水事故等の対応マニユ アルを整備しているか。	適・不適	
		○資機材を備蓄しているか。	適・不適	
⑫新型インフ ルエンザ対策 に係る取り組 みが進められ ているか。	水道管理業務受託者 の状況に応じた適切な 新型インフルエンザ対 策が実施されてい るか。	○水道管理業務受託者の状 況に応じた適切な新型インフ ルエンザ対策がされてるか。	適・不適	
		○流行時においても安全確保 を前提として水道水を安定的 に供給していくための対策が されているか。	適・不適	
⑬情報セキュ リティ対策に係 る取り組みが 進められてい るか。	水道管理業務受託者 の状況に応じた適切な 情報セキュリティ対策 が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状 況に応じた適切な情報セキュ リティ対策が実施されてい るか。	適・不適	
		○サイバー攻撃や情報シス テム障害等により安全な水の安 定供給に支障をきたさないた めの対策が実施されてい るか。	適・不適	

10)その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道事業の 運営に必要な 技術レベルを 維持するため の研修、講習 等を行っている。	(1)職員の技術向上と 資格要件を満たす技 術者を養生するた めの研修、講習等 を実施、又は参加 しているか。	○技術系職員の年齢構成に ついて整理しているか。	適・不適	
		○年間の内部、外部を含めた 研修計画を取りまとめている か。	適・不適	
	(2)水道事業の運営に 必要な技術レベルを 維持するための取 組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画 をまとめているか。	適・不適	
		○技術の継承するための計画を まとめているか。	適・不適	
②水道事業ガ イドラインに規 定されている 業務指標(PI) を活用した取 組みを行って いるか。		○業務指針(PI)を算出して いるか。	適・不適	
		○OPIについて経年変化を求め ているか。	適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
特に問題なし	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2 年 3 月 6 日

令和 2 年度 2 月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持 管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	管路 2 件 ポンプ 2 件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	管路 2 件
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	漏水調査委託
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	適・不適	要状なし
	水質検査	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
料金関係				
	料金(現年分)調定	件数:金額、 10737 27878470	適・不適	
	料金(現年分)収入	件数:金額、 9147 64723668	適・不適	
	料金(現年分)未収金	件数:金額、 11868 84167718	適・不適	
	料金(過年分)調定	件数:金額、 不能欠損 2882750	適・不適	2116620
	料金(過年分)収入	件数:金額、 14 96250	適・不適	
	料金(過年分)未収金	件数:金額、 586 4611540	適・不適	
	手数料等調定	件数:金額、 622 378640	適・不適	
	手数料等収入	件数:金額、 622 437970	適・不適	
	加入金等調定	件数:金額、 10 572000	適・不適	
	加入金等収入	件数:金額、 10 583000	適・不適	
	開栓数	件数:金額、 111	適・不適	
	閉栓数	件数: 92	適・不適	
	収納率(前年対比) %	89.78	適・不適	10.06
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	適・不適	

	給水停止の対応状況	10.6件 停止12	適・不適	6 分岐基準を決定する 既設の
	未収金の対応状況		適・不適	10.6件 手数料について
給水申請				
	申請書の審査	審査書の確認	適・不適	14件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	適・不適	18件
夜間・祝祭日の対応				
	漏水、火災、苦情等の対応	件数：(日誌の確認)	適・不適	9 12件
施設更新・維持補修の提案				
	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	適・不適	
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	適・不適	
業務の収支	業務収支の状況		適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
提案：資材管理業務委託(マリニシ)	出入について管理すると指摘
○指定管理条例による業務報告は、年度業務終了後	
90日以内に提出できるように準備を促すこと。	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2 年 3 月 6 日

令和 2 年度 2 月分

検査者 小諸市水道技術管理者

立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者



1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。	適・不適	
		○水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。	適・不適	
		○任命権者を明らかにする。	適・不適	
		○任命方法を示す。	適・不適	
	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	○施行令第6条に定めた資格を有しているか。	適・不適	
②水道技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	○監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。	適・不適	
		○報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。	○適・不適	
		○受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	適・不適	
	(2)組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。	○水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。	適・不適	
		○業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。	○適・不適	
		○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。	適・不適	
		○補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	適・不適	

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。	適・不適	
		○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。	適・不適	1回/月
		○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。	適・不適	
		○保守点検の頻度は低くないか。	適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。	適・不適	
		○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているか。	適・不適	
		○手引書に基づき訓練を実施しているか。	適・不適	
		○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。 (給水装置)	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。	○ 適 不適	
		○検査方法は省令に定める方法で行っているか。	○ 適 不適	
		○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。	適・不適	
		○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。	適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	○検査結果は基準を満たしていたか。	適・不適	
		○検査結果が基準を満たさなかった場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。	適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを水道技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法廷の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。	適・不適	
		○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く)	適・不適	
		○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く)	適・不適	
		○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている	適・不適	
		○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。	適・不適	
		○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	
	(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	適・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	適・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	適・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	適・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	適・不適	
	(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	適・不適	
○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。		適・不適		
○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。		適・不適		
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適 ☒ 適 不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。	☒ 適 不適	
	(2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	☒ 適 不適	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。	適・不適	
	(2)策定されている場合、その内容は適切か。	○策定されている場合、その内容は適切か。	適・不適	
	(3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○水質検査対象とした又はしない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。	☒ 適 不適	
	(2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適	
⑨原水のクリプトスポリジウム等(クリプトスポリジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞金の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	☒ 適 不適 ☒ 適 不適	
⑩クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスポリジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスポリジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	☒ 適 不適 ☒ 適 不適	

6)第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排泄つされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。	適・不適	
		○コレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行ったことがあるか。	適・不適	
		○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。	適・不適	
		○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。	適・不適	
		○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。	適・不適	
		○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められている場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。	適・不適	
		○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適	

7)第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。	○ 不適	
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	○ 不適 ○ 不適	
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とにならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。	○ 不適	
		○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。	○ 不適	
		○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。	○ 不適	
		○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。	適・不適	
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	○ 不適	
	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。	○ 不適 ○ 不適	
	(2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	○ 不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。	適・不適	
		○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。	適・不適	
		○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。	適・不適	
		○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。	○適・不適	
		○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	○適・不適	
	(2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間で緊急停止の実績はあるか。またその理由は何か。	○関係者に周知徹底しているか。	適・不適	
		○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。	○適・不適	
		○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	○適・不適	
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。	適・不適	
		○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。	適・不適	
		○資機材を備蓄しているか。	適・不適	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。	適・不適	
		○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	適・不適	
		○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適	

10)その他の事項

その他の事項	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っているか。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養育するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。	適・不適	
		○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。	適・不適	
		○技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取り組みを行っているか。		○業務指標(PI)を算出しているか。	適・不適	
		○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
・引き続き適正な維持管理に努めて下さい。	
・不 ^定 確業務内容については、その都度確認していく。	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2 年 4 月 7 日

令和 2 年度 3 月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持 管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	0
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	6
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	10
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	適・不適	
	水質検査	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
料金関係				
	料金(現年分)調定	件数:金額、 9,249 21,562,470	適・不適	
	料金(現年分)収入	件数:金額、 17,505 131,867,458	適・不適	
	料金(現年分)未収金	件数:金額、 3,690 23,853,680	適・不適	
	料金(過年分)調定	件数:金額、 0	適・不適	
	料金(過年分)収入	件数:金額、 12 38,040	適・不適	
	料金(過年分)未収金	件数:金額、 574 4,573,500	適・不適	
	手数料等調定	件数:金額、 178 588,450	適・不適	
	手数料等収入	件数:金額、 769 707,280	適・不適	
	加入金等調定	件数:金額、 13 1,144,000	適・不適	
	加入金等収入	件数:金額、 11 968,000	適・不適	
	開栓数	件数:金額、 241 15,100	適・不適	
	閉栓数	件数:	適・不適	
	収納率(前年対比) %	70.75 96.98	適・不適	
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	適・不適	

	給水停止の対応状況		③・不適	
	未収金の対応状況		③・不適	
給水申請				
	申請書の審査	審査書の確認 25件	③・不適	
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認 18件	③・不適	
夜間・祝祭日の対応				
	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認) 11件	③・不適	
施設更新・維持補修の提案				
	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	適・不適	
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	適・不適	
業務の収支	業務収支の状況		適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況
	特になし✓

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
特になし✓	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2 年 4 月 7 日

令和 2 年度 3 月分

検査者 小諸市水道技術管理者

立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者



1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。	適・不適	
		○水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。	適・不適	
		○任命権者を明らかにする。	適・不適	
		○任命方法を示す。	適・不適	
	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	○施行令第6条に定めた資格を有しているか。	適・不適	
②受託水道技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	○監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。	適・不適	
		○報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。	○適・不適	
		○受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	適・不適	
	(2)組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。	○水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。	適・不適	
		○業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。	○適・不適	
		○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。	適・不適	
		○補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	適・不適	

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。	○適・不適	
		○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	○適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。	○適・不適	
		○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。	○適・不適	
		○保守点検の頻度は低くないか。	○適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。	適・不適	無✓
		○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適	無✓
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	○適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。	○適・不適	
		○手引書に基づき訓練を実施しているのか。	適・不適	
		○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	○適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	○適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	○適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	○適・不適	

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。 (給水装置)	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。	○適・不適	
		○検査方法は省令に定める方法で行っているか。	○適・不適	
		○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。	○適・不適	
		○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。	○適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。	○適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	○検査結果は基準を満たしていたか。	○適・不適	
		○検査結果が基準を満たさなかった場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。	適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験	○適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを水道技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	◎適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法廷の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。	◎適・不適	
		○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	◎適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く)	◎適・不適	
		○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く)	◎適・不適	
		○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている	◎適・不適	
		○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。	◎適・不適	
		○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	◎適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	◎適・不適	

②配水池点は適正か。		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	
	(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	適・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	適・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	適・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	適・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	適・不適	
	(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	適・不適	
○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。		適・不適		
○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。		適・不適		
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適 (適)・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。	適・不適	
	(2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	(適)・不適	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。	適・不適	
	(2)策定されている場合、その内容は適切か。	○策定されている場合、その内容は適切か。	適・不適	
	(3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○水質検査対象とした又はしない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。	(適)・不適	
	(2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適	
⑨原水のクリプトスポリジウム等(クリプトスポリジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞金の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	(適)・不適 (適)・不適	
⑩クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスポリジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスポリジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	(適)・不適 (適)・不適	

6)第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排泄つされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。	適・不適	
		○コレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行ったことがあるか。	適・不適	
		○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。	適・不適	
		○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。	適・不適	
		○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。	適・不適	
		○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められている場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合にを行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。	適・不適	
		○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適	

7)第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。	○適・不適	
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。	○適・不適	
		○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	○適・不適	
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とにならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。	○適・不適	
		○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。	○適・不適	
		○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。	○適・不適	
		○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。	○適・不適	
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	○適・不適	
	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。	○適・不適	
	(2)消毒剤の注入は、量水せいは又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	○適・不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。	適・不適	
		○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。	適・不適	
		○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。	適・不適	
		○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。	○適・不適	
		○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	○適・不適	
	(2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間以内で緊急停止の実績はあるか。またその理由は何か。	○関係者に周知徹底しているか。	○適・不適	
		○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。	○適・不適	
		○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	○適・不適	
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

⑧テロ等危機 管理対策とし て水源監視及 び水道施設の 警備強化を 行っているか。	施設内への来訪者、 施設出入り業者の管 理を行っているか。	○水道施設の警備を強化す るため巡回点検計画を作成し ているか。	○適・不適	
		○ろ過池等が外部から容易に 毒物が投入可能な配置・構造 となっている場合、防止策等 を検討しているか。	○適・不適	
⑨施設内への 来訪者の管理 を行っている か。	施設内への来訪者、 施設出入り業者の管 理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目 的、訪問先の確認、受付用テ レビカメラの設置等を行って いるか。	○適・不適	
⑩停電時に配 慮した水道施 設の整備等が なされている か。	停電時に配慮した水 道施設と施設運用体 制の整備がなされて いるか。	○停電による影響と必要な 対策を検討し、マニュアル化 しているか。	○適・不適	
⑪漏水事故等 に備え、資機 材の確保は万 全か。	漏水事故等に備え、資 機材の備蓄、調達はさ れているか。	○漏水事故等の対応マニユ アルを整備しているか。	○適・不適	
		○資機材を備蓄しているか。	○適・不適	
⑫新型イン フルエンザ対 策に係る取り 組みが進めら れているか。	水道管理業務受託者 の状況に応じた適切 な新型インフルエンザ 対策が実施されて いるか。	○水道管理業務受託者の状 況に応じた適切な新型イン フルエンザ対策がされて いるか。	○適・不適	
		○流行時においても安全確 保を前提として水道水を安 定的に供給していくための 対策がされているか。	○適・不適	
⑬情報セキュ リティ対策に 係る取り組み が進められて いるか。	水道管理業務受託者 の状況に応じた適切 な情報セキュリティ対 策が実施されて いるか。	○水道管理業務受託者の状 況に応じた適切な情報セキ ュリティ対策が実施されて いるか。	○適・不適	
		○サイバー攻撃や情報シス テム障害等により安全な水 の安定供給に支障をきたさ ないための対策が実施され ているか。	○適・不適	

10)その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道事業の 運営に必要な 技術レベルを 維持するための 研修、講習等 を行っている 。	(1)職員の技術向上と 資格要件を満たす技 術者を養成するた めの研修、講習等 を実施、又は参加 しているか。	○技術系職員の年齢構成に ついて整理しているか。	○適・不適	
		○年間の内部、外部を含 めた研修計画を取り まとめているか。	○適・不適	
	(2)水道事業の運営に 必要な技術レベル を維持するための 取り組みを行って いるか。	○技術系職員を確保する計 画をまとめているか。	○適・不適	
		○技術の継承するための計 画をまとめているか。	○適・不適	
②水道事業ガ イドラインに規 定されている 業務指標(PI) を活用した取 組を行っている か。		○業務指標(PI)を算出 しているか。	適・不適	
		○PIについて経年変化 を求めているか。	適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況
	特になし

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
特になし	

